

ルーマニア
商標規則
1998年11月27日施行

目次

第1章 総則

- 規則1 定義
- 規則2 法の適用範囲
- 規則3 公用語
- 規則4 授権代理人による代表
- 規則5 複数の出願人又は商標権者
- 規則6 期間
- 規則7 署名

第2章 商標登録出願

- 規則8 OSIMに対する商標登録出願
- 規則9 出願の様式及び内容
- 規則10 商品及びサービスの分類表
- 規則11 商標登録出願の分割

第3章 商標登録手続及び登録更新

- 規則12 正規の国内出願
- 規則13 先の出願の優先権及び博覧会優先権
- 規則14 出願審査
- 規則15 先の権利の侵害
- 規則16 周知の事実の決定及び証明
- 規則17 商標の登録
- 規則18 商標の公告
- 規則19 商標登録に対する異議申立
- 規則20 商標登録証明書
- 規則21 商標登録更新

第4章 補正

- 規則22 商標登録出願の補正
- 規則23 登録の補正
- 規則24 商標権者又は授権代理人の名称又は住所(登録事務所)の補正

第5章 商標に係る権利の移転：譲渡，ライセンスその他の権利

- 規則25 商標譲渡の掲載請求
- 規則26 商標権者の変更

- 規則 27 譲渡の掲載
- 規則 28 ライセンスその他の物的権利の掲載
- 規則 29 ライセンスその他の物的権利掲載の削除又は補正

第 6 章 商標に係る権利の終結

- 規則 30 無効
- 規則 31 放棄
- 規則 32 取消請求及び無効請求

第 7 章 団体商標及び証明標章

- 規則 33 団体商標の保護
- 規則 34 証明標章の保護

第 8 章 商標の国際登録

- 規則 35 商標の国際登録出願
- 規則 36 ルーマニアにおける国際登録の効果

第 9 章 地名表示

- 規則 37 地名表示の保護
- 規則 38 地名表示の登録出願
- 規則 39 地名表示の登録手続
- 規則 40 内部基準の補正
- 規則 41 地名表示を使用する権利の更新請求

第 10 章 商標及び地名表示の権利保護

- 規則 42 商標権保護
- 規則 43 地名表示の権利保護
- 規則 44 商標及び地名表示の権利保護に係る処置

第 11 章 審判委員会

- 規則 45 審判委員会：構成及び権限
- 規則 46 審判請求の解決手続
- 規則 47 審判委員会の決定の公告

第 12 章 印刷された様式及び登録簿；最終及び経過規定

- 規則 48 OSIM の印刷された様式
- 規則 49 商標国内登録簿
- 規則 50 地名表示国内登録簿
- 規則 51 最終及び経過規定

第1章 総則

規則1 定義

- (1) 本規則の範疇で、次に掲げる用語はそれぞれの意味とする。
- (a) 「法」とは、商標及び地名表示に係る「1998年法律第84号」をいう。
 - (b) 「規則」とは、「1998年法律第84号の施行規則」をいう。
 - (c) 「OSIM」とは、「国家発明商標庁」をいう。
 - (d) 「BOPI」とは、「工業所有権公報」をいう。
 - (e) 「商標国内登録簿」とは、OSIMにより管掌されるデータの集積であって、紙面及び電子媒体面に表示される商標に係るすべての記録を含む。
 - (f) 「世界知的所有権機関」(OMPI)とは、「世界知的所有権機関」をいう。
 - (g) 「ニース分類」とは、1957年6月15日にニースで締結された「標章登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」により制定された分類であって、その後改正、修正され、ルーマニアが工業所有権分野における国際分類の設立協定に加盟するために「1998年法律第3号」により採択したものをいう。
 - (h) 「ウィーン分類」とは、1973年6月12日にウィーンで締結された「標章の図形的要素の国際分類に関するウィーン協定」により制定された分類であって、1985年10月1日に修正され、ルーマニアが工業所有権分野における国際分類の設立協定に加盟するために「1998年法律第3号」により採択したものをいう。
- (2) 法第3条に定義された用語及び表現は、本規則において同一の意味を有する。

規則2 法の適用範囲

- (1) 商標は、法規にしたがって、ルーマニアが加盟国である同盟、条約及び協定の規定を遵守してルーマニアで保護される。
- (2) 法は、商品及びサービスに言及する視覚標識から構成される単独商標、団体商標及び証明標章のすべてに適用される。
- (3) 商品の地名表示は、法及びルーマニアが加盟国である国際条約にしたがって、ルーマニアにおいて保護される。

規則3 公用語

商標登録の出願、登録のために提出された商標若しくは登録された商標に係るその他の出願、及び当該出願に言及するすべての交信は、ルーマニア語で起草され OSIM に提出されるものとする。

規則4 授権代理人による代表

- (1) 商標出願人又は商標権者については、ルーマニアに居住し又は登録事務所を有する授権代理人が OSIM に対する手続において代表することができる。
- (2) ルーマニア領土内に居住せず登録事務所を有していない商標出願人又は商標権者は、授権代理人により OSIM に対する手続において代表されるものとする。
- (3) 授権代理人は、委任状と呼ばれ、場合に応じ商標出願人又は商標権者の名称及び署名を含む OSIM 宛の届出書により任命される。

(4) 委任状は、権限を委任した者の、現在又は将来の、1又は2以上の登録出願又はそれ以上の登録商標又はすべての登録出願又はすべての登録商標に言及することができる。

(5) 授権代理人は、(4)により包括委任状が与えられた場合は、その後の出願の各々において当該人の手続の根拠である委任状を表示することを条件として、OSIM に対しては当該包括委任状の写の伝達で十分とする。

(6) 商標登録出願の放棄及び商標の取下に係る授権代理人を介しての文書の請求、並びに商標についての権利移転に関する請求は、放棄、取下又は移転を明確に述べる特別な権限委任にしたがってのみ実行されるものとする。

(7) 商標登録出願人が授権代理人により代表されている場合は、代理人は出願人により与えられた委任状を根拠として願書に署名することができ、出願後3月以内に委任状がOSIM に提出されない場合は、出願は発効せず拒絶されるものとする。

(8) 商標の正規の国内出願又は登録商標に係る交信は、授権代理人と自称する者によりOSIM へ送付され、OSIM は、代表権委任状の提出を受けるまでは、当該委任状が3月以内に送達されるよう請求するものとし、委任状が付与期間内に送達されない場合は、交信は発効せずOSIM により受理されなかったものとみなされ、場合により、手続は出願人又は商標権者との間で続けられるものとする。

(9) 出願人又は商標権者は、授権代理人を1名に限るものとし、代表権委任状に2名以上の者が表示される場合は、最初に表示の者に限り授権代理人とみなされる。

(10) 商標登録出願又は登録商標に係る授権代理人が任命されたことが証明された場合は、OSIM は、出願人又は商標権者が授権代理人を有する旨の陳述並びに授権代理人の名称及び登録事務所を商標国内登録簿に記録する。

(11) (10)による授権代理人の任命に係る記録は、出願人又は商標権者又は授権代理人により署名された申請書により削除が請求された場合は、削除される。

(12) 授権代理人の記録は、新しい授権代理人が任命された時又は権利者の変更が記録されたが新しい権利者が授権代理人を任命しなかったときは、OSIM により職権で削除される。

(13) 授権代理人の記録の削除は、(11)による削除の申請書をOSIM が受理した日から、又は場合により、(12)によりOSIM が職権により授権代理人の記録を削除した日から、発効する。

規則5 複数の出願人又は商標権者

複数の者が出願人又は商標権者である場合は、当該人はOSIM との交信に係る出願人又は商標権者の1を指定するものとし、そうでなければ、OSIM は商標登録出願に表示の最初の者と交信するものとする。

規則6 期間

(1) 日数により表現される期間は、暦日から成るものとし、初日及び期間満了日は含まないものとし、月数により表現される期間は、月の初日対応日に満了するものとする。

(2) 月の29日、30日又は31日に開始し、当該対応日を有さない月に満了する期間は、翌月の最初の日に満了するものとみなされるものとし、法定休日又はOSIM の公衆に対する非就業日に満了する期間は、翌就業日の終了時間まで延長される。

(3) 期間の起算は、手続に係る書類の伝達日、すなわちOSIM 発行の書類の出願人又は商標権者又は場合により授権代理人による受領日から開始され、当該日は受付郵便局の消印により

確認される。

(4) OSIM 宛に郵送された書類は、期間満了前に郵便局に提出された場合は、期限内に提出されたものとみなされる。

(5) OSIM により通知された書類手続の期限内の未了は、出願人が不可抗力の事由を証明でき当該事由の終了後 2 月の期間内に手続を完了する場合は、法及び本規則に規定の制裁を課せられない。

規則 7 署名

(1) 文書が、出願人又は商標権者又は授権代理人により署名されていなかった場合に、その後当該文書が最長 1 月以内に署名される場合は、当該文書の OSIM に対する提出日が認められる。

(2) ファクシミリにより送信された文書の署名は、ファクシミリ送信後、原本が最長 2 月以内に OSIM 宛に送達される場合は有効である。

第2章 商標登録出願

規則8 OSIM に対する商標登録出願

- (1) 商標登録は、自然人又は法人により直接又は授權代理人を介して OSIM に対して出願される。
- (2) OSIM に対する商標登録出願は、次に掲げるように実行できる。
 - (a) 直接出願し、OSIM 一般登録局の受理確認を得る。
 - (b) 郵送出願し、書留郵便に対して受理確認を得る。
- (3) 一般登録局は、願書に受理年月日を記入し、出願を受付順に記帳する。正規の就業時間後又は毎週の定休日又は法定休日に OSIM で受領された出願は、就業日の翌日に記帳される。

規則9 出願の様式及び内容

- (1) 商標登録出願は、標準用紙上に願書1枚のみにおいて作成される。
- (2) 願書は、次に掲げる要素を内容とする。
 - (a) 商標登録の明示的申請
 - (b) 出願人の名称、住所又は登録事務所
 - (c) 出願人が外国人である場合は、出願人が国民である国の表示、出願人が居住地を有する国の表示、又は、場合により、出願人がパリ条約第3条の範疇の事業体を有する国の表示
 - (d) 出願人が法人である場合は、法人の組織形態及び組織を管轄する基本法の主体である国名
 - (e) 出願人が授權代理人を有する場合は、当該授權代理人の名称、住所又は登録事務所
 - (f) 先の出願の優先権が法第11条第2段落により主張される場合は、先の出願の国及び日付の表示を伴う優先権主張の宣言
 - (g) 博覧会における商品又はサービスの展示から発生する優先権が、法第12条第1段落により主張され、出願人が一定期間の保護の享受を望む場合は、博覧会の場所及び名称並びに博覧会における商品又はサービスの展示日の表示を伴う博覧会優先権主張の宣言
 - (h) 出願人が、商標の識別性の要素として1又は2以上の色彩を主張する場合は、その旨の宣言、並びに主張される1又は2以上の色彩の表示及び各々の色彩につき商標の当該色彩を有する主要部分の表示
 - (i) 商標が特別な図柄を有するか又は商標が図形である場合は、その描写
 - (j) 商標が立体である場合は、その旨の宣言
 - (k) 商標が全体的又は部分的にローマ字以外により構成される場合は、当該文字の字訳
 - (l) 商標が全体的又は部分的にルーマニア語以外の言語の語句により構成される場合は、その翻訳
 - (m) 商標登録出願の対象である商品又はサービスの呼称の表示に際し、呼称の帰属する分類番号で始まるニース分類によるグル - プ区分
 - (n) 出願人又は場合により授權代理人の署名
- (3) 願書は、次の通り、最大8mm×8mmのサイズによる商標の写実的な複製又は写真を伴うものとする。
 - (a) 出願人が商標の顕著な要素として色彩を主張しない場合は、白黒の商標複製5枚
 - (b) 出願人が商標の顕著な要素として少なくとも1色彩を主張する場合は、白黒の商標複製5

枚及び色彩商標複製 5 枚

- (4) 出願が、商標が立体である旨の宣言を含む場合は、出願人は商標の図柄又は写真の複製を平面図で添付するものとする。
- (5) (3)により提出される複製は、出願人の選択により、商標の 1 図面か又は 2 以上の異なる図面により構成することができる。
- (6) 立体商標の複製が商標の詳細を十分に映し出さない場合は、OSIM は、商標の複数の異なる図面 6 点までを及び / 又は当該商標の口頭描写を提供することを請求することができる。
- (7) 商標登録出願の出願審査手数料の支払証明は、OSIM に対して出願後 3 月以内に提出されるものとし、支払は支払書類の写で証明することができる。
- (8) 支払書類は、提出された願書の確認に必要なデータを内容とする。
- (9) 場合により、商標登録出願は次に掲げる書類を以て成すことができる。
 - (a) 出願人が、法第 11 条第 2 段落により、先の出願の優先権の享受を望む場合は、商標の先の出願の提出日を証明する書類であって、政府により交付され、原本に忠実なローマ字翻訳を伴うもの
 - (b) 出願人が博覧会における商標の展示から発生する一定期間の保護の享受を望む場合は、商標が博覧会に展示された商品及びサービスに適用された旨を証明する文書であって、博覧会主催者により発行され、ローマ字翻訳を伴い、博覧会における商品及びサービスの披露日を述べるもの
 - (c) OSIM に対して出願人を代表するについての、本人自署の委任状であって、ローマ字で作成され又はローマ字翻訳を伴うもの
 - (d) 団体商標の使用規則
 - (e) 証明標章の使用規則
 - (f) 証明作用の合法的行使の証明書類、又は場合により原産国における証明標章の登録の証拠

規則 10 商品及びサービスの分類表

- (1) 商標保護が請求される商品及びサービスの分類表は、商品及びサービスの呼称によりニース分類の 1 分類に限る商品及びサービスの分類ができるように厳密な用語で制定するものとする。
- (2) 商品及びサービスは、ニース分類の同一分類項目に分類されているとの理由により類似するとみなすことはできず、別の分類項目に分類されているとの理由で相違するとみなすこともできない。

規則 11 商標登録出願の分割

- (1) 出願人は、分割出願に番号を分けられる商品又はサービスの場合は、商標登録出願が個別の出願として取り扱われるものとする旨を宣言し、商標登録出願の分割を申請することができる。
- (2) 分割出願は、法第 10 条第 1 段落に規定の要素を内容とし、法定手数料の支払を条件とするものとする。
- (3) 商標登録出願の分割に係る宣言は、撤回することができない。

第3章 商標登録手続及び登録更新

規則 12 正規の国内出願

(1) 正規の国内出願日は、ルーマニア語で作成され次に掲げる事項を内容とする商標登録出願の OSIM に対する提出日である。

- (a) 商標登録の明示的申請
- (b) 出願人の身分証明に係る表示
- (c) 商標登録出願の対象である商品及び / 又はサービスから成る一覧
- (d) 登録出願の対象である商標の十分に明瞭な複製

(2) OSIM は、出願が(1)に規定の条件を満たすか否かを商標登録出願の受理日後 1 月以内に審査し、出願日の付与及び願書の内容事項の商標国内登録簿への掲載を決定する。

(3) (1)に規定の要素の何れかが商標登録出願に不足している場合は、OSIM は、確認された不足を出願人に通知するものとし、OSIM に対する商標登録出願日後 3 月以内に出願人が不備を補正する場合は、出願日は当該要素のすべてが OSIM に対して伝達された日とする。

(4) 出願人が当該通知日後 3 月以内に出願の完備を怠る場合は、OSIM は商標登録出願を拒絶し出願審査手数料を払い戻すものとする。

(5) 正規の国内出願日の付与又は商標登録出願拒絶の決定は当該決定後 5 日以内に出願人に伝達される。

規則 13 先の出願の優先権及び博覧会優先権

(1) 1 又は 2 以上の先の出願の優先権が 法第 11 条第 2 段落の適用上主張されている場合は、出願人は、先の出願番号又は先の登録番号及び規則 9(9)(a)にいう翻訳を伴う政府交付文書を OSIM に対して提出するために、正規の国内出願日から起算して 3 月が付与される。

(2) 法第 12 条の範疇の博覧会優先権が主張されている場合は、出願人は、規則 9(9)(b)に規定の文書を OSIM に提出するために、商標の正規の出願日から起算して 3 月が付与される。

規則 14 出願審査

(1) 正規の国内出願を行った後、出願が規則 9(2)(c)から (m)までの要件を満たさないことが確認される場合は、OSIM は、不備を補正するために、又は場合により、商標登録出願の登録審査手数料支払のために、出願人に最長 3 月の期間を付与することができる。

(2) 商標登録出願において確認された不備が補正されないか又は登録審査手数料が(1)に規定の期間内に支払われない場合は、OSIM は、場合により、主張される優先権の拒絶又は不認定を決定することができる。

(3) (1)又は(2)にいう不備の 1 が若干の商品及びサービスのみに係る場合は、OSIM は当該商品及びサービスのみにつき出願を拒絶し優先権の認定を拒絶する。

(4) OSIM は商品及びサービスの一覧を、ニース分類の遵守につき審査し、商標が図形要素をも含む場合は、ウィーン分類の遵守についても審査する。

(5) 正規の国内出願がなされ規則 9 の規定を満たす商標登録出願は、法第 5 条及び第 6 条に規定の絶対的及び相対的拒絶理由につき職権による実体審査の対象となる。

規則 15 先の権利の侵害

(1) 標識は、先に保護されている権利を侵害する場合は、商標又は商標の要素として登録することはできない。

(2) 法及び本規則の範疇において、次に掲げる事項は先に保護されている権利とみなされる。

(a) 同一又は類似の商品及びサービスにつき、ルーマニアで登録された同一又は類似の商標であって、当該商標の登録日又は優先日が、法第 11 条第 2 段落及び第 12 条第 1 段落の範疇において、登録出願の対象である商標の正規の国内出願に先立つもの

(b) 法第 3 条(c)によりルーマニアにおいて周知の事実とみなされる同一又は類似の商標

(c) 肖像及び父称に係る個人の権利

(d) 保護されている地名表示

(e) 保護されている工業意匠及び模型

(f) 著作権

(g) 商標の正規の国内出願に先立って取得された工業所有権

(3) (2)(a)及び(b)の規定の適用上、類似性の概念は、公衆の間に生じる紛らわしさ又は連想の虞との兼ね合いで解釈されるものとする。

(4) 商標は、当該商標又はその主要素が次に掲げる事項を表示する場合は、周知の事実である別の商標を侵害するものとみなされる。

(a) 周知の事実である商標との紛らわしさを生じかねない複製、模倣、翻訳又は字訳であって、商標又はその主要素の 1 が、周知の事実である商標が適用される同一又は類似の商品又はサービスの登録出願又は登録の対象を構成するもの

(b) 周知の事実である商標との紛らわしさを生じかねない複製、模倣、翻訳又は字訳であって、商標又はその主要素の 1 が、周知の事実である商標が適用される商品又はサービスとは異なる商品又はサービスの登録出願又は登録の対象を構成し、次に掲げる条件の 1 が該当するもの

商標の使用が、周知の事実である商標の権利者と商標が登録出願の主題であるか又は登録されている商品若しくはサービスとの結び付きを唱えるものであって、その使用が周知の事実である商標の権利者に対する侵害を及ぼしかねないこと

商標の使用が、周知の事実である商標の識別性に対する侵害を及ぼしかねないこと

商標の使用により、人が、周知の事実である商標の識別性から不当に利益を享受しかねないこと

規則 16 周知の事実の決定及び証明

(1) 商標が周知の事実であるか否かを評定するためには、当該商標が次に掲げる領域において周知であることを以て十分とする。

(a) ルーマニア領域において

(b) 商標により表現される商品及びサービスが目標とするルーマニア公衆の対象領域において

(2) (1)(b)の規定の範疇において、当該公衆の領域分野は、次に掲げる要因により確定される。

(a) 商標が言及する商品及びサービスについて目標とされる見込消費者分野であって、この見込消費者分野の確定は、商標の使用との結び付きにおける一定の商品又はサービスの消費

者群に対してなされるものであり，商品及びサービスの一般の消費者群に対してなされるものではない。

(b) 商標が言及する商品又はサービスの流通経路であって，商品及びサービスの性質により，多種多様な流通手段，すなわち店頭販売，代理店扱い，メ - カ - 直販又は消費者直販等の様々な販売手段が考慮に入れられなければならない。

(3) 法第 20 条の規定の適用上，次に掲げる用語は，それぞれを意味するものとする。

(a) 「使用」とは，商標が言及する商品及び / 又はサービスの販売又は販売のための提供，並びに，販売促進活動であって，出版刊行及び見本市博覧会での見本展示を含むもの

(b) 「使用の程度」とは，商標が適用される商品及び / 又はサービスの販売量

(c) 「地理的範囲」とは，周知の事実として保護が主張される商標のルーマニア領域内における知名度の範囲，及び，当該領域外においても，商標の，隣接領域における，ルーマニア語が話される隣接領域における，同一マスメディアによりカバーされる領域における，又は緊密な通商関係が保たれる隣接領域間における知名度の範囲

(d) 「周知の事実である商標の知名度の程度」とは，一定の商品及び / 又はサービスの使用の結果として商標がルーマニア市場をカバーする程度

(4) 商標が周知の事実である旨を主張する者は，商標がルーマニア領域において周知の事実であることを証拠を以て証明する責任を負う。

(5) 商標がルーマニア領域において周知の事実であることを証明するために，次に掲げる事項に言及するような書類を提出することができる。

(a) 周知の事実である商標による商品の市場化若しくは販売申出又はサービスの実行

(b) 周知の事実である商標の適用される商品の輸出入

(c) ルーマニアにおいて周知の事実である商標による商品及びサービスの宣伝広告等

規則 17 商標の登録

(1) OSIM は，出願審査手数料支払日から 6 月以内に商標登録出願を審査する。

(2) 商標登録出願が，正規の国内出願を構成する条件及び規則 9 に規定の他の条件を満たす場合，並びに，実体審査後に商標が法第 5 条及び第 6 条により登録を拒絶されない場合は，OSIM は商標の登録を決定し商標国内登録簿に商標を掲載する。

(3) OSIM の決定後 2 月以内に，商標は BOPI に公告される。

(4) 商標の内容が識別性を欠く要素である場合であって，当該要素が商標保護の必要性に係る疑念の理由となる場合は，OSIM は出願人に対して，当該要素に対する排他的権利を行使しない旨を通知日後 2 月以内に宣言するように請求することができ，当該宣言は，OSIM により登録商標を伴って公告されるものとする。

(5) 出願人が，(4)の宣言をなすことを怠る場合は，OSIM は，場合により，出願の全体的又は部分的な拒絶を決定するものとする。

(6) 審査後，結果的に商標登録を妨げる法的根拠が存在する場合は，OSIM は，出願人に臨時の拒絶通知をなし，当該拒絶に係る当該人の意見書を 3 月以内に提出するよう促す。当該付与期間は，出願人の申請に対して，法的手数料の支払を以て，更に 3 月の期間延長をすることができる。

(7) 出願人の意見書が正当化される場合は，OSIM は，商標登録を決定し，決定後 2 月以内に商標国内登録簿に商標を登録し，商標を BOPI に公告するものとする。

(8) 出願人の意見書が正当化されない場合は、OSIM は商標登録出願の拒絶を決定するものとする。

(9) 商標登録に係る又は商標登録出願の拒絶に係る OSIM の決定は、決定後最長 5 日以内に申願人に伝達される。

(10) OSIM の商標登録出願拒絶決定が、撤回不能の終局判決により破棄された場合は、当事者は、BOPI 上での公告目的を以て当該破棄を OSIM に対して伝達する。

(11) 商標の公告後、撤回不能の終局判決により商標が登録を拒絶される場合は、当該決定は BOPI に公告される。

規則 18 商標の公告

(1) 商標は、次に掲げる要素の掲載を以て BOPI に公告される。

(a) 出願人の名称、住所又は登録事務所

(b) 授権代理人の名称、住所又は登録事務所

(c) 商標の複製、及び場合により、主張される色彩の表示を伴う色彩の記述

(d) ニース分類による分類上の商品及びサービスの一覧

(e) 出願日及び出願番号並びに商標番号

(f) 主張され付与されている優先権に係る表示

(g) 場合により、商標が団体商標である又は証明標章である旨の記述

(h) 場合により、商標が商標登録出願日に先立ち識別性を取得した旨の記述

(i) 規則 17(4)に規定の場合は、出願人が商標要素に対する排他的権利を放棄する宣言

(2) 商標の公告が、OSIM に由来する理由により(1)に掲載の要素の若干の欠陥又は欠如を伴う場合は、OSIM は、職権により又は出願人の請求により更正手続を取り、その場合は、出願人による申請は手数料支払の対象とならず、実行された更正事項は BOPI に公告される。

規則 19 商標登録に対する異議申立

(1) 法第 23 条にいう商標の又は先の商標の又は周知の事実である商標の又は 1 若しくは 2 以上の先に取得された権利の侵害がある場合は、異議申立をすることができる。

(2) 異議申立の書類は、次に掲げる内容であるものとする。

(a) 異議申立の対象の商標登録出願に係る表示、すなわち、商標登録出願番号、商標登録出願の出願人名称、願書掲載の商品及びサービスの一覧

(b) 異議申立の根拠である先の商標、周知の事実である商標、又は先に取得された権利に係る表示

(c) 先の商標、周知の事実である商標、又は別の先の権利の表示見本及び、場合により、説明

(d) 商品及びサービスであって、法第 6 条(d)及び(e)による先の商標の登録対象、又は登録請求対象、又は先の商標が周知の事実であることの対象であるもの

(e) 異議申立をする者の資格及び権利に係る記述

(f) 異議申立の裏付に適用される理由の詳細な申出

(g) 場合により、授権代理人の名称、住所又は登録事務所

(3) 先の商標の存在の理由により異議申立がなされる場合は、異議申立書類は、商標登録の証拠、例えば登録証明書、又は場合により、商標が周知の事実であることの証明書類を伴う

ものとし、異議申立が周知の事実である商標に基づき正当化される場合は、異議申立書類は、ルーマニア領域における周知の事実である証拠を伴うものとし、異議申立が先に取得の権利の存在に基づく場合は、異議申立書類は、当該権利の取得及び当該権利の保護の付与を証明する書類を伴うものとする。

(4) OSIM は、異議申立を出願人に伝達し、法第 24 条第 2 段落に規定の期間内に当該人の答弁書を提出するよう促すものとする。

(5) 異議申立をなした者により提供される要素は何れも、OSIM により付与された期間内に答弁する可能性を有する出願人に伝達される。

(6) 出願人が答弁書を提出しない場合は、OSIM は現有の証拠のみに基づき異議申立を決定することができる。

(7) OSIM は、異議申立書類が(2)に規定の若干の要件を満たさないことを確認する場合は、異議申立人に、見出されたすべての不備を 2 月以内に補正し、異議申立を裏付けるすべての詳細及び証拠書類を提出するよう促し、不備が付与期間内に補正されない場合は、提出済の既存書類に基づき決定をなすものとする。

(8) 出願人の請求がある場合は、異議申立された商標権者は、次に掲げる事項の証拠を OSIM に提出するものとする。

(a) 異議申立された商標の公告に先立つ 1 年の期間内に、当該先の商標の登録対象である商品及びサービスにつきルーマニア領域において有効な使用の対象であったこと、又は

(b) 異議申立の対象である商標の不使用につき正当な理由があること

(9) 異議申立された商標に係る使用の(10)による証拠の欠如の場合は、異議申立書類は拒絶されるものとする。

(10) 異議申立された商標の使用証拠の主たるものは、包装、ラベル、カタログ、送り状、写真、新聞広告、宣言書等の書類である。

(11) 異議申立が、OSIM により交付された臨時の拒絶通知の対象である商標の国際登録に基づく場合は、異議申立の審査手続は、OSIM が交付した拒絶に係る最終決定を下すまで中断されるものとする。

(12) 登録請求が商標権者の名義で商標権者の授権代理人によりなされており商標権者の承諾を得ていない場合で、商標権者の異議申立があるときは、授権代理人が商標登録出願を正当化する場合を除き、商標登録出願は拒絶される。

(13) 法第 23 条によりなされた異議申立は、商標部部長により指名される 3 人の専門家(その中の 1 人は当該商標の審査報告を作成した審査官)により構成される審査委員会により解決される。

規則 20 商標登録証明書

(1) OSIM は、商標登録の最終決定日後、最長 2 月以内に、法定手数料の支払を条件として、商標権者に対して商標登録証明書を交付するものとし、登録証明書は、商標国内登録簿に掲載の登録商標に係る記述を内容とする。

(2) 商標権者は、法定手数料の支払を条件として、登録証明書の原本に則した写の交付を請求することができる。

規則 21 商標登録更新

- (1) 更新請求は、次に掲げる要素を内容とする。
 - (a) 商標登録更新の明示的請求
 - (b) 出願が商標権者によりなされる場合は、その名称及び住所
 - (c) 場合により、商標権者の名称及び住所又は登録事務所
 - (d) 商標登録の正規の出願日
 - (e) 商標登録番号
 - (f) 更新が、登録商標が言及するすべての商品及びサービスにつき請求されている旨の記述、又は場合により、更新対象である分類若しくは商品及びサービスを表示する記述
 - (g) 商標権者の若しくは商標権者の授権者の署名、又は場合により、授権代理人の署名
 - (h) 登録商標更新についての法定手数料支払の証書
- (2) 法第 29 条第 5 段落に規定の期限内に提出された更新請求が(1)の要素を含まない場合は、OSIM は、確認された不備を登録更新請求人に通知し、欠陥の補正のために 3 月を付与する。
- (3) 登録更新の請求が、法定条件を満たす場合は、OSIM は更新証明書を交付し、その旨を商標権者に伝える。
- (4) 登録更新請求が商標権者により明示的に授権された者により提出された場合は、OSIM は、確認された不備に係る通知の写を商標権者に対しても送付するものとする。
- (5) 通知された補正が付与された期間内に実行されない場合は、OSIM は、商標国内登録簿から商標を削除する。削除は、商標保護の満了日の翌日から発効する。

第4章 補正

規則 22 商標登録出願の補正

- (1) 商標登録出願の補正請求は、次に掲げる要素を内容とする。
 - (a) 商標登録出願番号
 - (b) 出願人の名称，住所又は登録事務所
 - (c) 必要な場合は，授権代理人の名称，住所又は登録事務所
 - (d) 補正されるべき出願の要素及び出願補正の結果生じる要素の表示
 - (e) 補正が商標見本に言及する場合は，規則 9(2)から(5)までにより補正される商標の複製
- (2) 商標登録出願の補正請求は，法定手数料の支払を以てのみ審査されるものとする。
- (3) OSIM は，出願補正請求に係る不備を補正するために 1 月の期間を付与することができ，不備が当該付与期間内に補正されない場合は，商標登録出願の補正請求を拒絶するものとする。
- (4) 出願人が，同一の要素の補正を複数の出願において望む場合は，補正請求を 1 件のみ提出することで十分とし，法定手数料は，補正請求の各々につき支払うものとする。
- (5) 出願人により任命されている授権代理人の名称又は住所の変更に係る請求は，手数料の支払の対象としない。

規則 23 登録の補正

- (1) 商標登録の補正請求は，次に掲げる要素を内容とする。
 - (a) 商標登録番号
 - (b) 商標権者の名称，住所又は登録事務所
 - (c) 必要な場合は，授権代理人の名称，住所又は登録事務所
 - (d) 法第 33 条第 1 段落の範疇の補正請求の対象である商標の表示見本における要素の表示
 - (e) 規則 9(2)から(5)までに則る補正された商標の表示見本
- (2) 商標登録の補正請求は，法定手数料の商標権者による支払を待って，提出されたものとみなされる。
- (3) OSIM は，商標登録の補正請求に係る不備の補正につき 1 月の期間を付与することができ，当該不備が付与期間内に補正されない場合は，補正請求を拒絶するものとする。
- (4) 補正が，同一の商標権者に帰属する他の登録商標に含まれる同一の要素に言及する場合は，補正請求を 1 件のみ提出することを以て十分とし，法定手数料は，補正対象の商標登録の各々につき支払われるものとする。
- (5) 商標登録又は公告された登録に関して誤謬が存し，その誤謬が OSIM に由来する場合は，補正は，職権により又は商標権者の請求によりなされるものとし，商標権者により提出される補正請求は，手数料の支払を要さないものとし，補正は，BOPI に公告される。

規則 24 商標権者又は授権代理人の名称又は住所(登録事務所)の補正

- (1) 商標権者の名称，住所(登録事務所)の補正の請求は，次に掲げる要素を内容とする。
 - (a) 商標登録番号
 - (b) 商標権者の名称，住所又は登録事務所であって，商標国内登録簿に掲載のもの
 - (c) 商標権者の名称，住所又は登録事務所であって，当該人の請求により補正されたもの

- (d) 商標権者が授権代理人を任命している場合は、授権代理人の名称、住所又は登録事務所
- (2) 登録商標に係る又は商標の法的地位における他の変更に係る権利の全体的又は部分的な譲渡の結果、商標権者の名称、住所又は登録事務所の変更が生じなかった場合は、当該補正は、出願人の請求により、手数料の支払なしに、商標国内登録簿に掲載されるものとする。
- (3) 同一商標権者の 2 以上の名称、住所又は登録事務所の変更につき、単一の請求を提出することができる。
- (4) OSIM は、名称、住所又は登録事務所の変更請求における欠陥の補正につき 1 月を付与することができるが、不備が付与期間内に補正されない場合は、変更請求を拒絶するものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、商標権者により任命される授権代理人の名称、住所又は登録事務所の変更にも適用される。

第5章 商標に係る権利の移転：譲渡，ライセンスその他の権利

規則 25 商標譲渡の掲載請求

- (1) 商標譲渡の掲載請求は，次に掲げる要素を内容とする。
 - (a) 商標権者の名称，住所又は登録事務所
 - (b) 新たな商標権者の名称，住所又は登録事務所
 - (c) 商標権者が授権代理人を有する場合は，その名称，住所又は登録事務所
 - (d) 新たな商標権者が授権代理人を有する場合は，その名称，住所又は登録事務所
 - (e) 新たな商標権者が外国人である場合は，当該人が国民である国の表示，及び新たな商標権者が居住地，登録事務所を有する国の又は新たな商標権者がパリ条約第3条の範疇の事業所を有する国の表示
 - (f) 新たな商標権者が法人である場合は，法人の組織形態及び当該法人の組織化を管轄する法律の帰属する国の表示
 - (g) 登録された商品又はサービスのすべてには譲渡が係らない場合は，商標の譲渡対象となる商品又はサービスの一覧
 - (h) 規則26による商標の譲渡を証明する書類
- (2) 請求は，法定手数料の支払を条件とする場合に限り，提出されたものとみなされる。

規則 26 商標権者の変更

- (1) 商標権者の変更が契約に由来する場合は，商標譲渡の掲載請求は，次に掲げる事項を伴うものとする。
 - (a) 譲渡契約の認証された写，又は
 - (b) 商標権者の変更を確定する契約の認証された抜粋
- (2) 商標権者の変更が合併に由来する場合は，商標譲渡の掲載請求は，合併を証明する書類の認証写を伴うものとする。
- (3) (2)に規定の場合においては，変更が，商標譲渡の掲載請求の共有権者の1又は一部のみに係る場合であって共有権者のすべてには係らない場合は，残りの共有権者により署名され新たな商標権者につき明示的な同意を表明する書類を伴うものとする。
- (4) 商標権者の変更が法律作用又は判決により実行された場合は，譲渡掲載の請求は，原本に則り認証された当該変更を証明する書類を表示し当該書類を伴うものとする。

規則 27 譲渡の掲載

- (1) 規則25に規定の商標譲渡の掲載規定が満たされない場合は，OSIMは，欠陥の補正につき3月の期間を出願人に付与し，欠陥が付与期間内に補正されない場合は，請求の拒絶を決定する。
- (2) 2以上の商標の譲渡の場合にあって，当該商標すべての権利者が1名のみであり譲渡が1名のみ新たな権利者に対してなされる場合は，1件のみの商標譲渡請求を以て十分とする。
- (3) 譲渡掲載請求が規則25の規定を満たす日付に，OSIMは，譲渡を商標国内登録簿に掲載しBOPIに公告する。

規則 28 ライセンスその他の物的権利の掲載

(1) ライセンスの掲載請求又は物的権利の設定請求は、次に掲げる要素を内容とする。

(a) 商標権者の名称，住所又は登録事務所

(b) 商標権者が授権代理人を有する場合は，その名称，住所又は登録事務所

(c) 使用権者又は物的権利の使用者の名称，住所又は登録事務所

(d) 必要な場合は，使用権者が国民である国の表示，使用権者がパリ条約第 3 条の範疇の居住地，登録事務所又は事業所を有する国の表示

(e) ライセンス又は物的権利の掲載対象である商標の登録番号

(f) ライセンス又は物的権利の掲載対象である商標により表現される商品又はサービスの一覧

(g) 商標権者又はその授権代理人の署名

(2) 商標の登録対象である商品及びサービスの一部につき商標がライセンスの対象である場合，又はライセンスが適用地域に制限があるか若しくは一時的なライセンスである場合は，ライセンス掲載の請求は，場合により，次に掲げる事項を表示する。

(a) ライセンスが言及する商品及びサービス

(b) ライセンスが付与されるルーマニア領域の該当部分

(c) ライセンスが付与される期間

(3) 請求は，法定手数料の支払を待って，提出されたものとみなされる。

(4) (1)及び(2)に規定の条件が満たされない場合は，OSIM は，ライセンス掲載の請求人に，欠陥の補正につき 3 月の期間を付与し，付与期間内に欠陥が補正されない場合は，請求を拒絶するものとする。

(5) 商標のライセンスは，商標権者及び使用権者が当該表示を明示的に請求した場合は，「排他的ライセンス」の表示の下に商標国内登録簿に掲載される。

(6) 商標は，強制執行の対象とすることができ，質入することができ，又は別の物的権利の対象とすることができる。

(7) 当事者の 1 の請求により，当該物的権利及び強制執行は，商標国内登録簿に掲載され，BOPI に公告される。

規則 29 ライセンスその他の物的権利掲載の削除又は補正

(1) 規則 28(1)に規定の掲載は，当事者の 1 の書面による請求に応じ削除することができる。

(2) ライセンス又は物的権利の掲載の削除請求は，次に掲げる要素を内容とする。

(a) 削除の請求人の名称，住所又は登録事務所

(b) 商標登録番号

(c) 掲載の削除対象であるライセンス又は他の権利に係る説明

(3) 当該請求は，登録権利の消滅を証明する書類を，又は，使用権者及び商標権者若しくは，場合により，物的権利の権利者が削除に同意することを証明する宣言を伴うものとする。

(4) (2)及び(3)に規定の条件が満たされない場合は，OSIM は，欠陥補正につき削除請求人に 3 月の期間を付与し，欠陥が付与期間内に補正されない場合は，請求の拒絶を決定するものとする。

(5) (1)から(4)までの規定は，規則 28(1)に規定の掲載補正の何れの請求にも準用する。

第6章 商標に係る権利の終結

規則 30 無効

商標登録が法第 29 条第 5 段落に規定の期限満了に際し更新されない場合は、OSIM は、当該商標の掲載が最後の 10 年の保護期間満了日から効力を有さない旨の記述を商標国内登録簿に掲載する。

規則 31 放棄

(1) 商標放棄の宣言は、次に掲げる要素を内容とする。

(a) 商標登録番号

(b) 商標権者の名称、住所又は登録事務所

(c) 授権代理人が任命されている場合は、その名称、住所又は登録事務所

(d) 商標放棄が、若干の商品及びサービスのみに関及する場合は、放棄の宣言の対象である商品及びサービスの一覧

(2) ライセンスが掲載されていた場合は、放棄が商標国内登録簿に記述されるのは、商標権者が当該人の商標放棄の意図を使用権者に対して通知したことを証明する書類を商標権者が OSIM に提出した日の後 3 月の期間後に限るものとする。当該期限の満了前に、商標権者が OSIM に対して、使用権者の同意に係る証拠を提出する場合は、放棄は直ちに掲載されるものとする。

(3) 物的権利の対象である商標の商標権者による放棄宣言は、商標放棄に係る商標国内登録簿の掲載物的権利の使用による同意を証明する書類を伴うものとする。

(4) (1) から (3) までの規定のすべてが満たされない場合は、OSIM は、商標放棄の掲載請求人に対して当該欠陥補正につき 3 月の期間を付与し、欠陥が付与期間内に補正されない場合は、商標国内登録簿における商標放棄の掲載の拒絶を決定する。

(5) 商標放棄は、商標国内登録簿への掲載日を待って発効し、BOP1 に公告されるものとする。

規則 32 取消請求及び無効請求

(1) 商標により付与される商標権者の権利の取消請求又は商標登録の無効請求は、ブカレスト裁判所の民事部において、法第 45 条及び第 48 条に規定の理由により、当事者の何人かが請求することができる。

(2) 取消請求又は無効請求は、少なくとも次に掲げる事項を内容とする。

(a) 取消又は無効の請求人の詳細

(b) 取消又は無効の請求対象である登録商標に係る表示

(c) 取消又は無効の理由

(d) 請求を裏付ける理由

(3) 無効請求の根拠が、法第 48 条第 1 段落(b)の規定である場合は、当該請求が根拠とする権利に係る説明、及び場合により、商標登録無効の請求人が当該権利の行使に適格であることの証明書類を提出しなければならない。

(4) 無効請求の根拠が、法第 48 条第 1 段落(d)又は(e)に規定の理由の 1 である場合は、無効請求が根拠とする権利に係る説明、及び、商標登録無効の請求人が行使する権利の所有者であることの証明書類を提出しなければならない。

(5) 商標権者が商標により付与される権利を喪失する由来又は商標登録が無効にされる由来である撤回不能の終局判決は、当事者により、OSIM に対して伝達され、OSIM は、当該決定を、BOPI に公告し商標国内登録簿に掲載するものとする。

第7章 団体商標及び証明標章

規則 33 団体商標の保護

- (1) 団体商標の登録出願は、規則 9 の規定にしたがって提出され、商標使用規則を伴うものとする。
- (2) 商標使用規則は、少なくとも次に掲げる要素を内容とする。
 - (a) 組合の名称及び登録事務所
 - (b) 組合の規模及び代表範囲
 - (c) 協同組合条件
 - (d) 団体商標の使用を授権される者に係る表示
 - (e) 団体商標の使用条件
 - (f) 1 組合員による商標の使用を商標権者が禁止できる理由、及び規則不遵守の場合に適用することができるその他の制裁
 - (g) 団体商標権者が当該商標に係る権利を移転する場合は、全組合員の同意に係る表示
- (3) 商標出願が規則 9 に規定の条件の 1 を満たさない場合、又は商標使用規則が(2)に規定のすべての要素を含まない場合は、OSIM は、欠陥の補正につき出願人に 3 月の期間を付与することができ、欠陥が付与期間内に補正されない場合は、出願の拒絶、又は場合により、主張される優先権の不認定を決定するものとする。
- (4) 法第 43 条の規定が、商標使用規則により商標の使用適格である何人に対しても共通して適用される。
- (5) 団体商標権者は、第三者による商標の無断使用の結果受けた損害補償につき、商標使用適格者の名義で、裁判所へ訴えることができる。

規則 34 証明標章の保護

- (1) 証明標章の登録出願は、規則 9 にしたがって作成され、次に掲げる事項を伴うものとする。
 - (a) 標章使用規則
 - (b) 商品及びサービスの証明作用及び質的管理の法的行使を証明する授権書又はその他の証明書
- (2) 出願人が外国法人である場合は、当該人は、(1)(b)に規定の書類の代わりに、当該国における証明標章登録又は登録出願の証明書を提出するものとする。
- (3) 標章使用規則は、当該標章により保証される商品又はサービスの共通の特徴を確定し、標章使用の権利付与の条件、使用条件、乱用又は不当使用に適用される制裁、及び制裁以外の場合の標章使用停止の条件を確定するものとする。
- (4) 証明標章の使用につき標章権者により与えられる権限は、標章使用規則により設定される相応の対価の、当該権限を受ける者による支払を条件とする。
- (5) 証明標章権者は、第三者による標章の無断使用の結果生じる侵害の補償につき、標章使用適格者の名義で裁判所へ訴えることができる。
- (6) 証明標章の使用は、標章権者の商品又はサービスについては、又は標章権者の活動と営業活動上密接に類似の企業に帰属する商品又はサービスについては、禁止される。
- (7) 証明標章は、譲渡の対象にすることができず、質入することができず、その他の物的保

証の対象にすることができず、強制執行の対象にすることもできないが、証明標章権者である法人の解散の場合は、政府決定により制定される条件により、他の法人に移転することができる。

第 8 章 商標の国際登録

規則 35 商標の国際登録出願

(1) 商標の国際登録出願は、場合により、マドリッド協定第 3 条により又はマドリッド協定議定書により作成され、OSIM を通じて、世界知的所有権機関の国際事務局に提出され、国内官庁としての OSIM により署名されるものとする。

(2) マドリッド協定第 8 条(2)による又はマドリッド協定議定書第 8 条(2)による国際手数料は、世界知的所有権機関国際事務局に直接支払われるものとする。

規則 36 ルーマニアにおける国際登録の効果

(1) 国際登録の対象であり保護がルーマニアで請求されている商標は、法第 5 条及び第 6 条に規定の拒絶の理由につき実体審査を受ける。

(2) 世界知的所有権機関に対する国際登録であって、その保護が、場合により、マドリッド協定第 3 条の 3 により又はマドリッド協定議定書第 3 条の 3 により、ルーマニア領域においても及ぶ商標は、当該商標が OSIM に対して直接出願されたものの如くに同一の効力を発する。

(3) 保護がルーマニア領域において発効する商標の国際登録は、商標国内登録簿に掲載される。

第9章 地名表示

規則 37 地名表示の保護

- (1) 地名表示は、地名表示により言及される商品とその原産地との間に、当該商品の品質、評判その他の特徴に関して、密接な関係が存在する場合に限り、法第 67 条により保護することができる。
- (2) ぶどう酒につき、同音語による地名表示の場合は、各々の表示は当該ぶどう酒の生産者組合の名称を伴うものとし、当該地名表示がそれが言及する地域で生産されたぶどう酒を描写し紹介するために伝統的に一貫して使用されていることを条件として、各々の地名表示に保護が付与されるものとする。
- (3) 法第 70 条(b)の範疇で、製品の名称は、当該製品が最初に製造され、生産され、市場化された場所又は地域に言及するといえども、特定種類の製品の名称として一般化した場合は、一般名称であり、地名表示としては保護することができない。
- (4) 登録された地名表示は、一般化したものとみなされず、公共部門にも属さないものとする。

規則 38 地名表示の登録出願

- (1) 地名表示の登録出願は、次に掲げる事項を内容とする。
 - (a) 地名表示登録及びその使用の権利の付与に係る明示的な請求
 - (b) 地名表示登録を請求する生産者組合の名称及び登録事務所
 - (c) 地名表示使用を授権された者を構成する一覧
 - (d) 出願の主題である地名表示
 - (e) 地名表示が言及する製品の種類、及び組立地に及び生産地域の限定に係る表示
 - (f) 生産者組合が授権代理人を任命している場合は、授権代理人の名称、住所又は登録事務所
- (2) 地名表示の登録出願は、次に掲げる事項を伴うものとする。
 - (a) (4)に規定の要素を内容とする内部規則
 - (b) 農業食料産業省により発行される内部規則に規定される要素を製品が遵守することの証明書
 - (c) 地名表示登録手数料の支払証明書
 - (d) 必要な場合は、出願人の代理人についての委任状
- (3) 地名表示登録の出願人が、外国生産者組合である場合は、出願は、次に掲げる書類を伴うものとする。
 - (a) 原産国において取得された保護の権利の遵守を証明する写による裏付書類
 - (b) 地名表示登録手数料の支払証明書
 - (c) 出願人の代理人についての委任状
- (4) 地名表示登録出願の付属書類である内部規則は、少なくとも次に掲げる要素を内容とする。
 - (a) 地名表示が言及する商品の名称
 - (b) 商品の説明及びその主たる特徴
 - (c) 生産地域の限定

- (d) 商品が生産地域に原産地を有することの証明要素
- (e) 商品取得方法の説明
- (f) 商品の当該地区又は地方との関係を裏付ける要素
- (g) 製品の品質管理手続及び当該管理を実行する管轄機関に係る言及

規則 39 地名表示の登録手続

- (1) 地名表示の登録出願は、OSIM に対する出願日後 3 月以内に、法第 68 条から第 70 条まで及び規則 38 に規定の条件の審査の対象となる。
- (2) 出願が法定手続を満たす場合は、OSIM は、地名表示の登録及び当該登録の使用の権利の出願生産者組合に対する付与を決定し、当該決定から 2 月の期間内に、地名表示及び地名表示を使用する権利を与えられた者の一覧を BOPI に公告する。
- (3) 地名表示登録に対する異議申立の宣言は、法第 70 条の規定の不遵守がある場合、又は当該地名表示が抵触する可能性を有する対象である先に保護された工業所有権に基づく法的権利を何人かが有する場合は、公告から 3 月以内になすことができる。
- (4) OSIM は、異議申立を写を以て地名表示登録出願人に通知し、異議申立の理由につき当該人による意見書提出の機会を与える。
- (5) 異議申立の理由が裏付けられる場合は、OSIM は、地名表示登録出願を拒絶し、当該決定を BOPI に公告する。
- (6) (5) に規定の場合とは反対に異議申立の理由が裏付けられない場合は、OSIM は、地名表示国内登録簿に地名表示を登録し、出願生産者組合に対して地名表示登録の及び登録された使用の権利の付与の証明書を交付し、異議申立の宣言をなした者に対しては、異議申立の拒絶につき裏付のある決定を伝達し、地名表示の内部規則により設立された商品管理管轄機関を BOPI に公告し、地名表示国内登録簿に掲載する。

規則 40 内部基準の補正

- (1) 地名表示の使用を OSIM により授権された者は、科学技術知識の発展により又は地理的境界線の見直しにより必要となる場合は、内部基準の補正を請求することができる。
- (2) 内部基準の補正請求は、請求された補正事項が必須でない場合を除き、規則 39 に規定の手続の対象となるものとする。
- (3) OSIM は、内部基準に施された補正を地名表示国内登録簿に掲載し、BOPI に公告するものとする。

規則 41 地名表示を使用する権利の更新請求

- (1) OSIM により地名表示の使用を授権された者は、使用の権利の更新を、毎 10 年期間の満了前に、OSIM に対して請求することができる。
- (2) 更新請求は、商品の特徴の維持に係る農業食料産業省の確認書及び法定手数料支払の証書を伴うものとする。
- (3) (2) に規定の書類を欠く場合は、OSIM は更新請求の拒絶を決定する。

第 10 章 商標及び地名表示の権利保護

規則 42 商標権保護

(1) 商標登録出願，出願補正，又は商標登録，商標権者若しくは授権代理人の名称，住所の変更，登録更新，及び商標権の移転，ライセンスその他の権利の登録の削除若しくは補正，商標放棄の掲載に係る決定，並びに登録出願若しくは登録商標に係る何らかの決定は，(2) に規定の決定を除き，当該ファイルに関する審査官により下される。

(2) 異議申立がなされた場合は，規則 19(13)に規定の構成委員を以て機能する審査委員会が，商標登録に係る決定を下すものとする。

(3) 判決により商標登録が無効にされた又は商標権者が商標により付与される権利を喪失した場合は，当事者は撤回不能の終局判決を OSIM に伝達し，当該決定を BOPI に公告し，商標国内登録簿から商標を削除するものとする。

規則 43 地名表示の権利保護

(1) OSIM の決定は，長官又は長官代理により下され，管轄裁判所の権限内の係争手続にしたがって上訴することができる。

(2) 地名表示登録の無効申立が裁判所に対して提出された場合は，撤回不能の終局判決が当事者により OSIM に伝達され，OSIM は地名表示登録が無効にされた場合は，当該決定を公告し地名表示を地名表示国内登録簿から削除するものとする。

(3) 地名表示の使用を OSIM により授権されている者が，撤回不能の終局判決により当該権利を喪失した場合は，OSIM は，地名表示国内登録簿における当該決定を公告するものとする。

(4) 合法的権利を証明する者は，真の原産地又は種類，型，模倣その他同様の表示が商品上になされている場合といえども無権限の者による地名表示の使用を防止することを，法第 76 条第 1 段落の範疇で裁判所に対して請求することができる。

(5) ぶどう酒又はアルコール類についての地名表示は，当該表示の使用を許諾された者が法第 76 条第 2 段落に規定の行為を防止する権利を有することを以て，消費者が誤解を受けた又は不正競争行為がなされたことを証明する必要なく，追加保護を享受する。

(6) 無権限の使用は，登録地名表示を帯びる商品の流通に係る法第 83 条第 1 段落(c)に規定の場合を除き，当該使用が次に掲げる事項を生じる場合は，不正競争行為になる。

(a) 地名表示の使用を許諾された者の評判を傷付ける場合，又は

(b) 商品の真の原産地に関して消費者を迷わせる場合

規則 44 商標及び地名表示の権利保護に係る処置

(1) 法第 86 条の範疇での次に掲げるような故意の不正競争行為が禁止される。

(a) 企業，商品につき又は商工業競争活動につき混乱を生じる行為

(b) 取引行為における虚偽の陳述であって，企業，商品又は商工業競争活動に対して不名誉となるもの

(c) 表示又は陳述であって，取引上のその使用が商品の性質，組立方法，特徴につき公衆に誤解を与えるもの

(2) 裁判所の記録登録簿に係る訴訟の申立であって商標又は地名表示を対象とするものについては，OSIM が法第 82 条に規定の資格において召喚される。

第 11 章 審判委員会

規則 45 審判委員会：構成及び権限

- (1) 商標につき OSIM に対してなされる審判請求は、委員長と 2 名の委員から成る審判委員会により解決される。
- (2) 審判委員長は OSIM の長官又は長官代理とし、委員は審判請求を受けた決定を下した商標部の審査官及び弁護士とする。
- (3) OSIM の長官は、審判委員会の構成を承認し、審判請求の解決の条件を設定するものとする。
- (4) 審判委員会は、規則 42(1)及び(2)にいう OSIM の決定に対してなされた審判請求の解決の権限を有するものとし、次に掲げる決定の 1 を下すことができる。
 - (a) 審判請求の受理の上、OSIM の決定の廃止又は修正
 - (b) 審判請求の拒絶の上、OSIM の決定の維持
- (5) 審判請求が OSIM による決定に先立ちなされた場合は、審判委員会は、時期尚早になされた審判請求であることを会議の結論を以て指摘し、法定及び本規則に規定の手続を継続する目的でファイルを商標部へ回送するものとする。
- (6) 審判委員会は、審判手数料が規則 46(16)にしたがって OSIM により付与された期間内に支払われていないことを確認した場合は、審判手数料未納につき審判請求を拒絶する。

規則 46 審判請求の解決手続

- (1) 再審査委員会(審判委員会)へ提出される審判請求は、書面により次に掲げる要素を内容とする。
 - (a) 審判請求人の名称及び居住地
 - (b) 審判請求の対象
 - (c) 審判請求の根拠となる事実上及び法律上の理由
 - (d) 審判請求を裏付ける証拠
 - (e) 審判請求人の署名
- (2) 審判請求は、審判請求の裏付証拠及び審判手数料の支払証拠を伴うものとする。
- (3) 証拠が書類による場合は、当該書類の写が提出されるものとする。当該書類が外国語で作成される場合は、当該書類を提出する当事者により認証されたルーマニア語翻訳が提出されるものとする。
- (4) 審判請求は、審判委員会に対して、直接又は(5)にしたがって授権代理人を介して提出し裏付けられるものとする。
- (5) 審判委員会に対する代表行為は、授権代理人又は弁護士を介してなされるものとする。
- (6) 外国の自然人又は法人は、審判請求を提出することができ、(5)に規定の条件で授権代理人を介してのみ決定を審判委員会に付すことができる。
- (7) 審判請求についての会議は、審判委員会の事務局により用意され、当該会議は、当該目的を以て登録簿に審判請求の証拠を保存するものとする。
- (8) 審判請求の解決のために設定された期限前少なくとも 14 日を以て、審判委員会事務局は、当事者又はその代理人に対して、書留郵便で召喚状を送達するものとする。
- (9) (8)にしたがって召喚された当事者が、設定された日に出頭しない場合は、審判委員会の

手続は当事者不在で行われる。

(10) 会議は公開とするが、公開討議が当事者の 1 又は公共秩序を害しかねない場合は、審判委員会は、秘密会議を開くことを決定することができる。

(11) 審判委員長が、会議を開会し、閉会し及び休会する。

(12) 審判委員会事務局が、手数料が支払われたか否か、及び召喚手続が適法に満たされたか否かを確認の上、委員長が討議を開会する。

(13) 当事者に発言を許す前に、委員長は審査官を促して審判請求の目的及びなされた審判請求に係る当該人の所見説明の機会を与える。

(14) 委員長は、疑問を当事者に付し、問題解決についての事実上及び法律上の状況を、審判請求に含まれていないものといえども、討議に付すものとし、審判委員会の委員は、委員長を介してのみ当事者に疑問を付すものとするが、委員長はなお委員が問題を直接処理することに同意することができる。

(15) 会議中に当事者により提出される裏付は、審判委員会の書記官により報告書に記録されるものとする。

(16) 審判請求の解決のために設定された最初の期限に際し、審判委員会は、審判手数料支払につき、審判請求を裏付けるすべての根拠及び証拠の提出につき、又は場合により、防御の根拠及び証拠完備につき、新たな期限を、請求に応じ、付与することができる。

(17) 審判委員会は、(16)に規定の場合においては、審判請求の解決が延期される旨の委員長及び書記官により署名された会議決定により対処するものとする。

規則 47 審判委員会の決定の公告

(1) 討議の終了後、審判委員会は、事項を審理し、決定を公告し、訴訟原因の複雑さによっては、公告を最長 3 週間延期することができる。

(2) 審判委員会が、当該ファイルに説明又は書類の追加が必要であることを確証する場合は、規則 46(8)にしたがって新たな会議を設け、当事者を招き、ファイルを改めて登録簿に付すものとする。

(3) 審判委員会の決定は、当該ファイルに付して、審判請求の解決のための会議において当事者により提出された事実及び証拠のみに基づくものとする。

(4) 審判請求の解決についての費用は、当該費用の因をなした当事者により負担されるものとする。

(5) 審判委員会の決定は、多数決の評決を得て公告され、委員長、委員及び書記官の署名を帯びるものとする。

(6) 審判委員会の委員の 1 が決定に署名することを妨げられる場合は、その署名不能の理由が述べられ、当該決定は審判委員長により署名されるものとする。

(7) 決定は、正本 1 通のみにおいて作成され、審判委員会事務局において証拠として保管されるものとする。

(8) 決定は、審判委員会の書記官による認証写により当事者に伝達される。

(9) 審判委員会に対する手続に係る本規則の規定及び当該審判委員会の決定は、民事手続法の規定によって完結される。

第 12 章 印刷された様式及び登録簿；最終及び経過規定

規則 48 OSIM の印刷された様式

(1) OSIM に対する手続においては、次に掲げる事項につき印刷された様式が使用されるものとする。

- (a) 商標登録出願
 - (b) 商標登録に対する異議申立
 - (c) 商標出願又は商標登録の補正
 - (d) 商標権者又は授權代理人の名称又は住所の変更
 - (e) 商標譲渡の掲載の請求
 - (f) ライセンスの登録又は物的権利の設定の請求
 - (g) ライセンスその他の権利の掲載の削除又は補正の請求
 - (h) 商標放棄の宣言
 - (i) 商標登録更新の請求
 - (j) 地名表示の登録の請求
 - (k) 地名表示の使用の権利の更新の請求
 - (l) 地名表示登録に対する異議申立の宣言
 - (m) 代理についての委任状
- (2) OSIM は、(1)に規定の印刷された様式を無料で提供する。

規則 49 商標国内登録簿

(1) 商標国内登録簿は、次に掲げる要素を内容とする。

- (a) 出願人の名称、住所又は登録事務所、及び出願人がパリ条約第 3 条の範疇の居住地又は事業所を有する国の表示
- (b) 商標登録出願の OSIM に対する出願日
- (c) 商標登録出願の出願日及び出願番号
- (d) 商標の公告
- (e) 授權代理人の名称、住所又は登録事務所
- (f) 商標の複製
- (g) 商標が登録された商品及びサービスの一覧
- (h) 優先権主張に係る表示
- (i) 商標の要素に対する排他的権利行使の放棄に係る出願人の宣言
- (j) 商標が団体商標であるか又は証明標章であるかの明示的記述
- (k) 商標の登録日及び登録番号

(2) 商標国内登録簿には次に掲げる事項も掲載される。

- (a) 出願人の名称、住所又は登録事務所、及び出願人がパリ条約第 3 条の範疇の居住地又は事業所を有する国の表示の変更
- (b) 授權代理人の名称、住所又は登録事務所の変更
- (c) 新たな授權代理人が任命される場合は、その名称、住所又は登録事務所
- (d) 商標又は商品及びサービスの一覧に係る変更又は更正
- (e) 団体商標又は証明標章の使用規則に係る変更

- (f) 商標に係る権利移転の記録又は物的権利設定の記録
 - (g) 登録商標に係る強制執行の記録
 - (h) 商標登録の更新
 - (i) 商標権の終結に係る記述
 - (j) 商標権者による放棄宣言
 - (k) 商標登録の無効決定に係る，又は商標により付与される権限の権利者による喪失についての決定に係る記述，及び商標削除の記述
 - (l) 授権代理人の取消
- (3) OSIM の長官は，その他の記述が商標国内登録簿に記録されるべきことも決定することができる。

規則 50 地名表示国内登録簿

- (1) 地名表示国内登録簿は，次に掲げる要素を内容とする。
 - (a) 地名表示登録の出願人である生産者組合の名称及び登録事務所
 - (b) 地名表示登録出願の OSIM に対する出願日
 - (c) 授権代理人の名称，住所又は登録事務所
 - (d) 登録請求された地名表示
 - (e) 地名表示の使用を OSIM により授権された者の一覧
 - (f) 地名表示が言及する商品の類型
 - (g) 内部基準に係る記述
 - (h) 農業食料産業省により交付された遵守証明書の交付番号及び交付日
 - (i) 原産国において付与された保護の具体的呼称に係る表示
 - (j) 地名表示の登録日及び登録番号
 - (k) 国際条約により保護される地名表示の一覧
 - (2) 地名表示国内登録簿には，次に掲げる事項も記録される。
 - (a) 生産者組合の名称及び登録事務所に係る変更
 - (b) 地名表示の使用を OSIM により授権された者の一覧に係る変更
 - (c) 内部基準の変更
 - (d) 地名表示の使用の権利の更新
 - (e) 地名表示登録の無効決定及び地名表示削除に係る記述
 - (f) 地名表示の使用を授権された者の権利喪失の決定に係る記述
 - (g) 授権代理人の名称，住所又は登録事務所の変更
 - (h) 必要な場合は，併せて新たな授権代理人に係る記述
- (3) OSIM の長官は，地名表示国内登録簿にその他の記述を記録すべきことを決定することができる。

規則 51 最終及び経過規定

- (1) 法施行日に先立ち OSIM に提出された商標に係る出願であって当該日までに最終決定が下されていないものは，1998 年法第 84 号及び本規則に規定の手続を経るものとする。
- (2) 法施行日に先立ち，人が移転により商標に係る権利を取得したが当該移転が OSIM において掲載されなかった場合は，商標国内登録簿におけるその後の掲載は，1998 年法第 84 号及

び本規則第 5 章に規定の経路を経るものとする。

(3) 法及び本規則の適用上、OSIM 長官は、ルーマニア官報第 1 部に公告される基準、命令、指令を発するものとする。